

道路等除草地域業務委託（地域委託）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地域住民が自分たちの住むまちを美しくするためにおこなう草刈り活動を、市と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進することを目的として、建設課が管理する道路、河川、公園等の草刈りを自治会等や事業者等（以下、自治会等という）に外部委託するため、必要な事項を定めるものである。

（各団体の定義）

第2条 この要領において、「自治会等」とは、自治会（区）のほかに、班などの下部組織や市民団体及びこれに準ずる団体をいい、「事業者等」とは、会社（屋号及び商号を問わない）及びその集合体である〇〇組合、〇〇青年部、〇〇会等の団体をいう。尚、事業者から申し出があれば、地域貢献に協力したものと見なし、県の発行する「地域貢献活動状況報告書」への証明を可能とする。

（除草区域図面の作成）

第3条 建設課長は、毎年度当初、管理上必要な除草区域を表示した図面を作成し、自治会等の求めに応じて提示できるようにしておくものとする。

- 2 道路においては、道路管理上除草が必要な区域のうち、道路及び道路交通の状況により、自治会等が安全に草刈作業を実施することが可能な区域とする。

（事業の実施）

第4条 建設課長は、あらかじめ除草区域内の自治会等に道路等除草業務委託（地域委託）依頼協議書（様式第1号）により、依頼をするものとする。

- 2 除草を希望する自治会等は、前年度末日までに道路等除草業務委託（地域委託）依頼回答書（様式第2号）により、報告するものとする。
- 3 事業の対象となる区域は、人家のない路線及び市が街路樹等の維持管理を行う路線とし、自治会等から除草の申し出があった場合、建設課長は、除草に係る予算の執行状況等を勘案して、事業を実施するものとする。

（実施方法）

第5条 除草を希望する自治会等は、道路除草実施申出書（様式第3号）を建設課長に届け出るものとする。ただし、建設課長が認めたときは、この期限を過ぎても届け出ることができる。

- 2 事業の実施に当たっては、自治会等と業務委託契約（単価契約）を締結するものとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある契約）により、随意契約とする。

（業務委託料）

第 6 条 業務委託料は、建設課長が定める契約額算定基準に基づき算出した額とし、100 万円を超えない範囲とする。

- 2 業務委託料は、業務実績によりその都度決定するものとする。

（安全対策等）

第 7 条 自治会等は、傷害保険、賠償責任保険等に加入するとともに、作業に際しては、状況に応じて、作業中看板及びコーン等の安全施設を設置して作業を安全におこなうものとする。

- 2 建設課長は、自治体等からの申し出があった場合、安全対策として、作業中看板及びコーン等の安全施設を自治会等に貸与することができる。
- 3 受注者は、保険（障害・賠償）に加入しなければならない。尚、加入する保険料の支払いについては、第 1 回目の請求時に諸経費として支払うものとする。
- 4 作業中の事故等については、受注者の責任において処理するものとする。

（着手届）

第 8 条 自治会等は、除草作業を実施しようとするときは、作業実施日を事前に発注者へ報告しなければならない。

（除草作業）

第 9 条 自治会等は、除草作業に際して以下の各号を遵守するものとする。

- （1）作業は昼間におこなう。
- （2）道路の草刈りは路線全体を平均して、両側とも舗装端から 1 m 程度を目安におこなう。
- （3）刈草等を路上に放置するなどして通行の支障とならないよう、また、路面を汚さないように注意し、作業終了後は速やかに処理する。
- （4）作業に際しては、事故に十分注意し、特に通行車両や通行人に支障とならないよう配慮する。
- （5）当初契約業務以外の作業を実施する際は、必ず事前に建設課担当者へ報告しなければならない。事後報告による委託料の増額は、原則認めないこととする。

(業務完了届)

第 10 条 自治会等は、除草が完了したときは直ちに完了及び作業の内容を明らかにする写真(起終点及び中間点における作業前、作業中、作業後の状況について、同方向から撮影し、作業前後の比較が出来るように撮影した写真(各 1 枚)を添付した業務完了届(履行確認願)により、作業の完了を通知しなければならない。

(完了検査)

第 11 条 建設課長は、道路除草作業完了届を受けた日から 14 日以内に業務の完了を確認するための検査をおこなう。

(支払)

第 12 条 市は、自治会等より請求書の提出を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払う。

(契約解除権)

第 13 条 建設課長は、自治会等が次の各号の一に該当する時は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 自治会等の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前各項に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の目的を達することが出来ないと認められるとき。
- (4) 事項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注契約解除通知書により自治会等へ通知をおこなう。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項については、建設部建設課と協議することとする。

~~この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。~~

~~この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。~~

附則令和 6 年 2 月 1 日

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。